

令和5年度 第6回 谷浜・桑取区地域協議会

次 第

日時：令和5年11月27日（月）午後6時30分～

会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

- ・くわどり湯ったり村の利用料金の改定について

【自主的審議事項】

- ・伝統行事、史跡、文化の継承について
- ・来訪者を受け入れるための地域づくりについて

4 その他

- ・次回地域協議会

令和 年 月 日（ ）午後6時30分～ 谷浜・桑取地区公民館

5 閉 会

温浴施設における利用料金の改定について

1 料金改定の理由

温浴施設の利用料金については、施設の充実度と立地条件を踏まえた適正額を条例において上限額として定め、実際の運用額は、市と指定管理者の協議により決定しています。このため、一部の施設においては、指定管理者の経営判断による提案や急激な利用料金の上昇に伴う利用者への影響等も踏まえ、条例上の利用料金に満たない金額での運用も市として承認してきたところであり

ます。

しかしながら、温浴施設においては、新型コロナウイルス等の影響や、近年の物価高騰等により、施設の経営に多大な影響を受けており、市はその対応として、補填金や指定管理料の増額により指定管理者の経営を支援してきました。

この様な現状を踏まえ、指定管理者とも協議し、条例の上限額に至っていない施設においては、当該上限額まで利用料金を引き上げることを基本方針としつつ、激変緩和対策として、値上げ額の上限を100円としました。

公金による負担と受益者負担の適切な均衡を保つため、利用料金を改定するものであり、皆様のご理解をお願いします。

2 改定案

(単位：円)

施設名	利用料金 大人（中学生以上）		
	条例上限額	現行	改正案
くわどり湯ったり村	700	600	700

【参考】

R4 指定管理料（エネルギー補填含む）	55,105千円
料金改定による効果額（R6 試算）	1,038千円

3 今後のスケジュール

- 令和5年11月 各地域協議会での説明
- 12月 報道機関への情報提供による住民周知
- 令和6年1月 利用料金の改定

【自主的審議事項】伝統行事、史跡、文化の継承について

西横山小正月行事の実施状況と地域行事の支援のあり方

1 西横山小正月行事の実施状況等

(1) 実施状況

- ・12月 : 準備会、賛助会員への案内状送付
- ・1月11日 : 若木迎え
- ・1月14日 : 鳥追い
- ・1月15日 : ミソギ、嫁祝い、オーマラ
- ・行事終了後 : 会場片付け、反省会等

(2) 教育委員会（文化行政課）補助金の活用状況

①補助金概要（抜粋）

補助金名称	市指定無形民俗文化財保存事業補助金
補助対象事業	無形文化財・無形民俗文化財 (伝承者の養成、保存団体の育成、公開、記録の作成)
補助対象経費	人件費、需用費、役務費、工事請負費、その他経費
補助金の額	補助率 1/2 (上限 5 万円) 市長が必要と認める場合は、必要と認める額

②西横山小正月行事の補助金活用状況

(1)実施状況に掲げる全ての活動に係る経費を補助対象経費として補助金が交付されている。

⇒事業費の区分は困難であり、「他の市補助金の交付を受ける事業は対象外」とする地域独自の予算事業補助金を活用した直接的な支援は困難

2 地域行事を活かした地域活性化の考え方

- ・谷浜・桑取区では、西横山に限らず各地域において「鳥追い」をはじめとした小正月行事などの伝統行事やイベントが行われている。
- ・10月に行った意見交換会で寄せられた意見にもあったように、「まずは参加すること」を促し、行事を通して地域間の交流を促進することにより地域の活性化が図られると考えられる。

3 具体的な取組（案）

- ・第一弾として、谷浜・桑取区内で行事の日程・場所などをお知らせする「イベントカレンダー」を町内会等の協力を得ながら作成し、谷浜・桑取区の各町内会を通じて配布・回覧してはどうか。

※各町内会で行われている行事の中には、他地域の住民の参加を想定していないものもあると考えられることから、各町内会の意向を確認し、他地域からの住民の参加を歓迎するイベント等を対象にカレンダーを作成する。

【自主的審議事項】来訪者を受け入れる地域づくり

谷浜・桑取区地域協議会 来訪者アンケート実施要項 (案)

※下線部分は前回資料からの追記・変更部分

1 目的

谷浜・桑取区地域協議会で作成した「地域活性化の方向性」における、「来訪者を受け入れるための地域づくり」の取組として、谷浜・桑取区内の史跡・名所の認知度等の現状を把握し、より多くの方から谷浜・桑取区を訪れていただけの地域づくりの検討に活かすため、来訪者アンケートを実施する。

2 アンケート対象者

- ・たにはま公園訪問者 (広場・ドッグラン)
- ・幅広い意見を集めるため他の施設等 (谷浜海水浴場、くわどり湯ったり村、有間川漁港)における実施も検討

3 目標回収数

100組以上

4 実施時期・期間

- (1) 実施時期 令和6年4月以降
- (2) 実施期間 目標回収数に到達するまで週末を中心に継続的に実施

5 実施方法

- ・来訪者へ声掛けを行い、インタビュー方式で行う。
- ・来訪者が自分で記入し回答できるようにもするため、回収ボックスを用意する。

6 実施スケジュール

- ・～令和5年12月 アンケート実施要項・アンケート用紙作成
たにはま公園管理組合、谷浜地域づくり協議会、町内会長連絡協議会等の関係団体との協議・意見交換
- ・令和6年1月～3月 アンケート実施計画作成・実施に向けた準備
- ・令和6年4月以降 アンケート実施
(目標回収数到達後) アンケート結果集計・分析

7 アンケート結果の活用方法

- ・たにはま公園に関する項目は公園の改善につなげる。
- ・谷浜・桑取区の地域に関する項目は、集計結果から傾向を分析し、今後の検討の参考とする。

8 アンケート項目（アンケート（案）の設問と項目を整合）

(1) 回答者の属性

- ・ 年代
- ・ 居住地

(2) たにはま公園に関すること

- ・ 誰と来たか（家族、団体等）
- ・ 訪問頻度
- ・ たにはま公園を何で知ったか
- ・ 訪問目的
- ・ 設備に関する意見
- ・ たにはま公園に関する要望 他

(3) 谷浜・桑取区に関すること

- ・ 谷浜・桑取区の各地域・寺社・施設等の訪問歴
- ・ 谷浜・桑取区の各地域・寺社・施設等の認知度
- ・ 「たにはま・くわどりの里ガイドマップ」の認知度

※ アンケート用紙・・・別紙（案）のとおり

<谷浜・桑取区について> 谷浜・桑取区に関する意見をお聞かせください。

⑦ **谷浜・桑取区で訪れたことのある地域・名所等がありますか。**
(_____)

⑧ **⑦の他、知っている地域・寺社・名所・施設がありますか。**

(くわどり湯ったり村(皆口)、くわどり市民の森(皆口)、平左衛門カフェ(横畑)、白山神社(西山寺)、花桃の里(中桑取)、城ヶ峰砦(中桑取)、有間川漁港(有間川)、鮭の採取場(有間川)、谷浜海水浴場(長浜)、阿比多神社(長浜)、乳母嶽神社(茶屋ヶ原)、三十三観音堂(鍋ヶ浦)、その他(_____))

⑨ **谷浜・桑取区の行事で知っているものはありますか。**

(西横山小正月行事「若木迎え・鳥追い・嫁祝い・オーマラ」、横畑小正月行事「馬」、「夢に出てくる盆踊り」、「くわどり収穫祭」、「子ども神楽」、「鮭の捕獲」、その他(_____))

⑩ **「たにはま・くわどりの里ガイドマップ」を知っていますか。**

(知っている(持ってる) 、 知っている 、 知らない)

<その他(自由記入欄)>

<お問い合わせ先>

アンケートに関する以外にも谷浜・桑取区に関するご意見等をお寄せください。

主催：谷浜・桑取区地域協議会(事務局：上越市地域政策課北部まちづくりセンター)

連絡先：上越市中央1-16-1(上越市レインボーセンター2階) TEL025-531-1337※

※ 受付時間：平日：8:30 ~ 17:15(土・日・祝日休み)

来訪者アンケートの実施に向けた整理事項

1 関係団体との意見交換の日程調整

団 体	日 時	会 場
たにはま公園管理組合		
谷浜地域づくり協議会		
町内会長連絡協議会		

2 アンケート結果の活用方法の深掘り

【実施要項（案）より抜粋】

7 アンケート結果の活用方法

- ・たにはま公園に関する項目は公園の改善につなげる。
- ・谷浜・桑取区の地域に関する項目は、集計結果から傾向を分析し、以後の検討の参考とする。

- アンケート結果の活用方法のイメージを委員間で共有する。

【活用方法の論点例】

・訪問実績・知名度の傾向

例1 実績・知名度の高いものを更に磨き上げる。

例2 実績・知名度の低いものの掘り起こし、PRを行う。

・来訪者の情報源

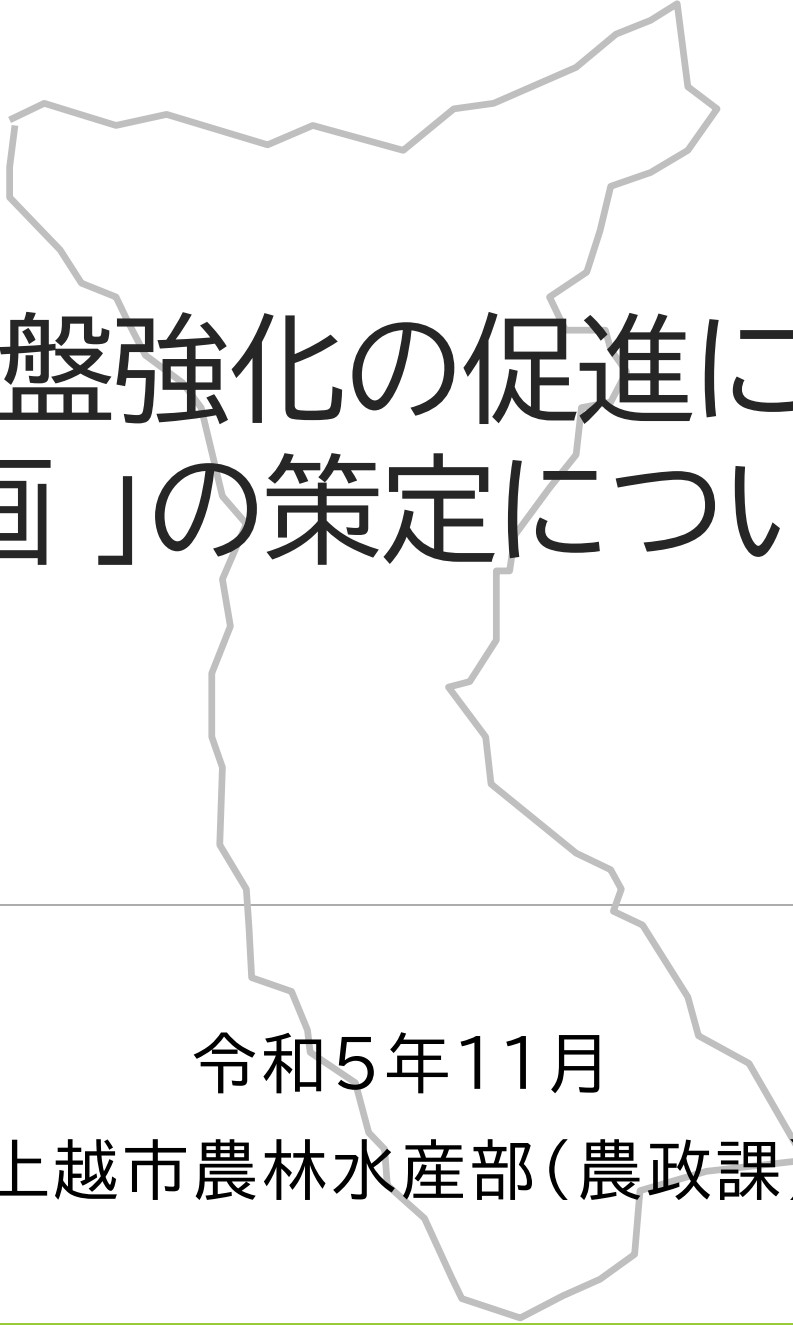
例：現在の情報発信の方法と照らし合わせて適切か。

・来訪者が谷浜・桑取区に求めているもの

(自然、食、歴史・文化、行事 等)


例1 求められているもの（ニーズ）を伸ばす。

例2 まだ知られていない魅力を発信する。



農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和5年11月
上越市農林水産部(農政課)



1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区 26計画 ※市街化区域（高田区、直江津区）は対象外

(5) 参加者

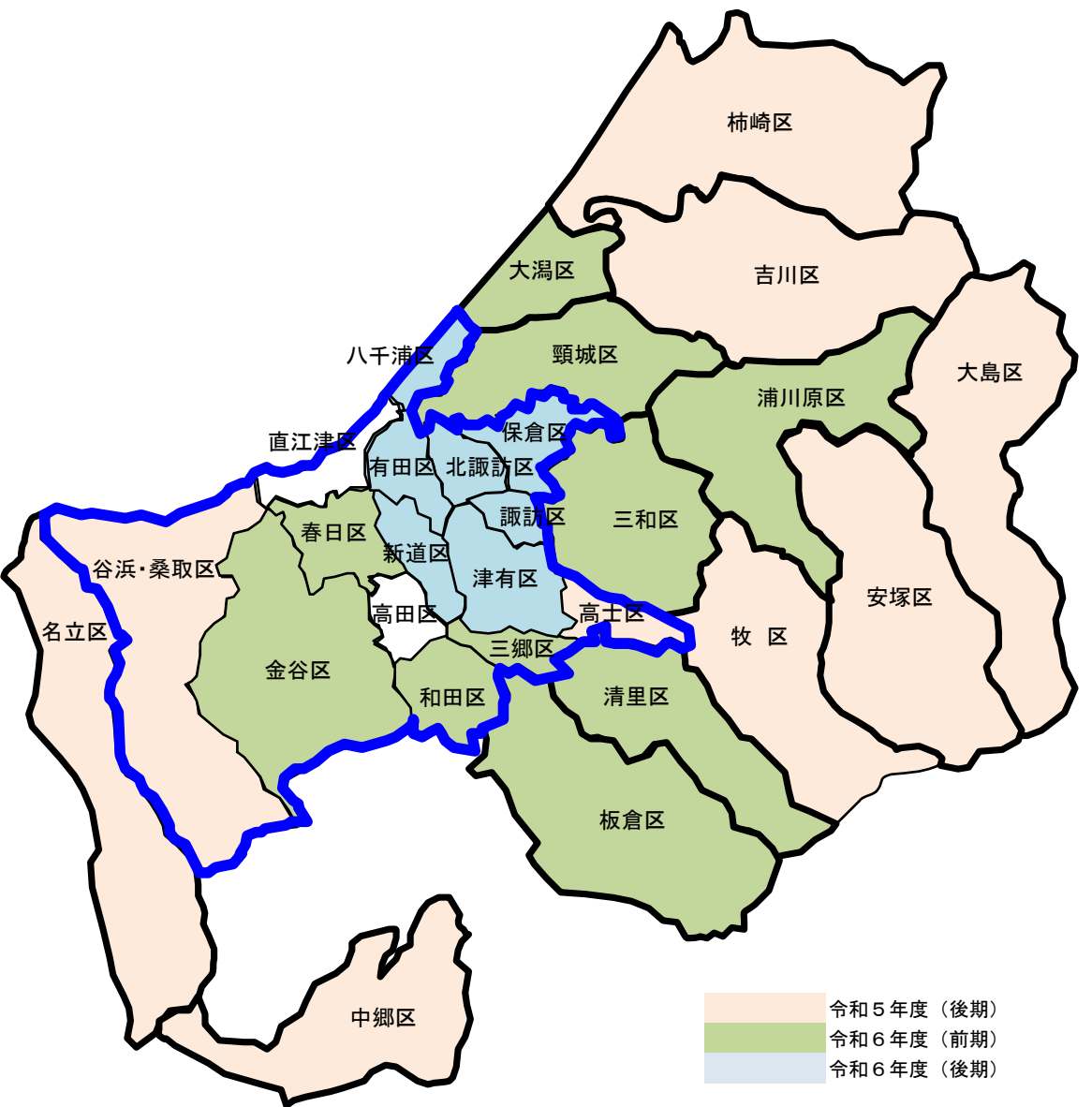
農業者等、農家組合長、町内会長、JAえちご上越、谷浜土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（26地域）



1	高田区	対象外	16	安塚区	
2	新道区	R6後期	17	浦川原区	R6前期
3	金谷区	R6前期	18	大島区	R5後期
4	春日区	R6前期	19	牧区	R5後期
5	諏訪区	R6後期	20	柿崎区	R5後期
6	津有区	R6後期	21	大湍区	R6前期
7	三郷区	R6前期	22	頸城区	R6前期
8	和田区	R6前期	23	吉川区	R5後期
9	高士区	R5後期	24	中郷区	R5後期
10	直江津区	対象外	25	板倉区	R6前期
11	有田区	R6後期	26	清里区	R6前期
12	八千浦区	R6後期	27	三和区	R6前期
13	保倉区	R6後期	28	名立区	R5後期
14	北諏訪区	R6後期			
15	谷浜・桑取区	R5後期	※計画策定区域：26地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨その他

4 谷浜・桑取区の地域計画の進め方

(1) 計画策定区域

谷浜・桑取区（22集落）

(2) 参加者

- ・農業関係者：農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）農家組合長、町内会長など
- ・アドバイザー：JAえちご上越、谷浜土地改良区
- ・オブザーバー：新潟県（上越地域振興局）
- ・事務局：上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

(3) 協議（話し合い）※地域懇談会

- ・時期：第1回 令和5年11月30日（木）
- 第2回 12月14日（木）
- 第3回 12月27日（水） ※その他必要に応じて別途開催
- ・会場：谷浜地区多目的研修センター

(4) まとめ（結果）

- ・協議状況・・・市ホームページで適宜公表
- ・地域計画・・・令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。